

## 第1回仙台市動物愛護協議会 人と猫との共生分科会 議事録

開催日時	令和2年7月31日（金）14：00～15：33
開催場所	TKPガーデンシティPREMIUM仙台西口7階 カンファレンスルーム7D
委員 (順不同・ 敬称略)	佐藤衆介（会長） 小野裕之（副会長） 木村孝 鈴木公至 橋本志緒里 山口千津子
事務局	健康福祉局保健衛生部長 同動物管理センター所長 同動物管理センター主幹兼管理 係長 同動物管理センター管理係総括主任 同保健管理課長 同保健管理課保健総務 係長 同保健管理課保健総務係主任
次 第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 挨拶</li> <li>3. 会長選出</li> <li>4. 報告事項             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 仙台市動物愛護協議会 人と猫との共生分科会について</li> </ol> </li> <li>5. 協議事項             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 仙台市の猫の現状について</li> <li>(2) 令和2年度以降事業計画案について</li> <li>(3) 地域猫活動手順書案について</li> <li>(4) その他</li> </ol> </li> <li>6. その他</li> <li>7. 閉会</li> </ol>

発言者等	
〈開会〉 進行	<p>定刻となりました。本日司会をさせていただきます動物管理センターの釜谷と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、開会するに当たり、コロナ感染症の予防のため、このフロアは本日この会議のみということをお聞きしておりますので、扉を開放して換気を実施しながら開始したいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまより第1回仙台市動物愛護協議会 人と猫との共生分科会、以下、猫分科会を開会いたします。</p> <p>議事に入る前に、本日お配りしております資料の確認をお願いいたします。本日の配付資料の一覧は、お手元の次第の裏面に記載がございます。次第、委員名簿、座席表、資料1から5、参考資料としまして、仙台市獣医師会からの資料がございます。お手元の資料に不足等ございましたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、仙台市健康福祉局川口保健衛生部長よりご挨拶申し上げます。</p>
〈挨拶〉 保健衛生 部保健管理 課長	<p>皆さん、本日は雨の中お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>第1回の人と猫との共生分科会ということで、本来であれば保健衛生部長、ぜひ出席させていただいて、この場で皆様と一緒にということではございましたけれども、ご承知のとおり、新型コロナの関係で市議会の臨時会も今現在開かれておりまして、</p>

	<p>部長もそちらに出席しなくてはいけないことになり、また会場のほうもその関係で急遽変更ということで、部長のほうからは、くれぐれも皆様によろしくということで、本日ご挨拶を預かってまいりましたので、代読させていただきます。</p> <p>本日はお忙しい中、第1回仙台市動物愛護協議会 人と猫との共生分科会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。委員の皆様には、人と猫との共生分科会の委員をお引き受けいただきましたこと、心より御礼申し上げます。</p> <p>本市におきましては、4月に、仙台市人と猫との共生に関する条例が施行されております。この条例は、猫の飼い主や市民の方々のご理解、ご協力の下、適正な飼養や管理を推進し、人と猫とが共生できる社会の実現を目指すものであり、施策の推進体制として設置された人と猫との共生分科会は、それぞれの立場の方々具体的な施策についてご協議いただく場でございます。</p> <p>本日は、本市の猫の現状とこれまでの事業の取組についてご報告させていただくとともに、令和2年度以降の事業計画案についてご説明させていただきます。委員の皆様には、忌憚のないご意見、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。</p>
進行	<p>それでは、分科会委員にご就任いただきました皆様を五十音順にてご紹介させていただきます。一言ずつ挨拶をお願いします。</p> <p>小野裕之様。</p>
小野委員	<p>公益社団法人仙台市獣医師会の会長を務めております小野と申します。本日はよろしくお願いたします。</p>
進行	<p>木村 孝様。</p>
木村委員	<p>木村 孝と申します。どうぞよろしくお願いたします。ペット関連の業界団体の役員をしております。</p>
進行	<p>佐藤衆介様。</p>
佐藤委員	<p>佐藤衆介です。東北大名誉教授ということから、学識経験者ということで参加させていただきます。私は畜産動物の福祉研究が専門ですけれども、ここ数年、去年ぐらまで、地域猫研究の指導教員もやっていたので、少しそちらのほうの知識もあるということで、よろしくお願いたします。</p>
進行	<p>鈴木公至様。</p>
鈴木委員	<p>皆様、改めましてこんにちは。仙台市連合町内会を代表しまして出席させていただきました。よろしくお願いたします。</p>
進行	<p>橋本志緒里様。</p>
橋本委員	<p>しっぽゆらゆら杜猫会という、TNRですね。捕まえて、手術をして、元の場所に返すというボランティア活動をしております。代表の橋本志緒里と申します。今日はこの場にお呼びいただきましてありがとうございます。よろしくお願いたします。</p>
進行	<p>山口千津子様。</p>
山口委員	<p>公益社団法人日本動物福祉協会の顧問をしております山口と申します。どうぞよろしくお願いたします。ずっと仙台市とは長い間ご一緒させていただいておまして、少しでも猫と人と共に幸せに暮らせるまちになるお手伝いさせていただきたいと思ひまして、今回受けさせていただきました。皆様どうぞよろしくお願いたします。</p>

進行	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、委員の委嘱期間は令和2年7月1日から令和3年3月31日までとなります。委嘱状につきましては、今回委嘱されました委員の皆様には郵送しておりますので、本協議会での委嘱状の授与は省かせていただきます。</p> <p>引き続き、次第3の会長選出に入ります。会長は委員の互選となっておりますが、どなたかご推薦はありますでしょうか。山口委員。</p>
山口委員	<p>協議会のほうの会長もしていただいておりますことから、佐藤委員に会長をお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。(拍手)</p>
進行	<p>ただいま佐藤委員をご推薦するご意見がございました。佐藤委員、会長就任についてよろしいでしょうか。</p>
佐藤委員	<p>はい。</p>
進行	<p>それでは、佐藤委員に会長をお願いいたします。佐藤委員、会長席へのご移動をお願いいたします。</p> <p>それでは、佐藤会長より一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
佐藤会長	<p>それでは、私が協議会の会長であるとともに、この会長も務めさせていただきます。猫というのは昔から私たちと一番近い存在で、昔はネズミの数をコントロールしてくれるということで、非常にありがたがられていた動物です。今は愛玩動物として非常に高い地位を得ています。しかし一方において殖え過ぎて、我々の生活環境の汚染にもつながっています。その辺の利点と侵害性をいかに調整していくのかというのがこの共生分科会の目的でしょうから、ぜひ活発なご意見、建設的なご意見をいただければと思っています。それでは、よろしく申し上げます。</p>
進行	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、副会長の選出に入りたいと思います。規定によりまして、副会長は会長が指名することとなっておりますので、佐藤会長からご指名をお願いいたします。</p>
佐藤会長	<p>それでは、仙台市獣医師会の小野委員をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。(「承知しました」の声あり)</p>
進行	<p>それでは、小野委員に副会長をお願いいたします。小野委員、副会長席へのご移動をお願いいたします。</p> <p>それでは、小野副会長より一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
小野副会長	<p>改めまして、小野でございます。</p> <p>獣医師会の人間ですから、当然獣医師です。獣医師というのは、要は動物の医学の部分をつかさどる職業ですが、医学というと単に病気を治すという点にとどまらず、予防的な問題、それから避妊去勢のこともそうです。そういったことから始まり、それから飼い方の指導であったり、今は猫を飼う、犬を飼う、そういうことに関する様々な分野の仕事が獣医師の仕事として言われています。それも一つに人と動物の絆という重要なキーワードがあって、それを基にして私たち自身いろいろな仕事をしています。ですから、今回のことも、可能な限り積極的に関わっていくことが我々の使命だろうと考えていますので、本日はよろしく申し上げます。</p>
進行	<p>次に、事務局よりお願いががございます。本日の協議会は公開で行われ、議事録を作成いたしますので、ご発言の際はお手元のマイクをお使いいただくようお願い申し上げます。</p>

	<p>続きまして、次第4の報告事項に移りたいと思います。</p> <p>では初めに、仙台市動物愛護協議会 人と猫との共生分科会について、事務局よりご説明いたします。</p>
<p>動物管理センター 所長</p>	<p>動物管理センター、石川と申します。本日はよろしく申し上げます。では、座ってご説明させていただきます。</p> <p>まず、設置の経緯です。次第のついたクリップの固まりの最後に条例がございますので、条例4ページ目の第9条をご覧ください。最後のページになります。</p> <p>令和2年4月に施行された仙台市人と猫との共生に関する条例第9条により、市は条例で定める市の責務を踏まえて実施する施策及び第8条で規定する市、飼い主、販売業者、市民等、獣医師等の相互協力を効果的に推進する体制を確立するよう努めなければならないとされております。人に飼育されている全ての動物を対象としている仙台市動物愛護協議会の中に、猫に特化した分科会として、協議会委員と臨時委員で構成する人と猫との共生分科会を設置することになりました。</p> <p>前に戻りまして、資料1をご覧ください。</p> <p>2、概要になります。</p> <p>協議会名は、仙台市動物愛護協議会 人と猫との共生分科会といたしました。</p> <p>分科会での協議事項としましては、①飼い猫の適正飼養啓発、②地域猫活動の普及推進、③不妊去勢手術の利用促進、④その他分科会の目的を達成するために必要な事項としております。</p> <p>構成委員は、条例に掲げる各主体の皆様と有識者の方とし、親協議会委員から5名のほか、猫の飼い主代表として常日頃からセンターの業務にご協力いただいている猫の市民ボランティア団体しっぽゆらゆら杜猫会から1名を臨時委員とし、計6名としました。</p> <p>分科会の設置や委員の選定、委員の任期等につきましては、6月17日付で第29回動物愛護協議会を書面会議として開催し、ここに事務局案を提出し、ご了承いただいたところです。また、分科会の内容は、親協議会に報告することとなります。</p> <p>任期については、要綱により、原則2年なのですが、親協議会と同じとしますので、今回の分科会委員に限り、任期は令和3年3月31日までとなっております。</p> <p>設置に当たって、仙台市動物愛護協議会設置要綱の一部改正を行っております。1枚おめくりいただきまして、資料1-1、設置要綱第7条をご覧ください。要綱を改正し、分科会として第7条に規定しております。</p> <p>具体的な会議の内容ですが、本市の猫の施策について自由にご協議いただく場であるとともに、各主体の皆様が情報を共有することで、それぞれの立場を理解する場にもしたいと考えてございますので、それぞれのお立場で猫の問題についてどのように関わっているのか、第2回の会議で各委員からお話いただくことも考えてございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>進行</p>	<p>ただいまの説明について、何かご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>ご意見、ご質問等がないようですので、次第5、協議事項に進みたいと思います。</p> <p>協議事項の進行につきましては、協議会設置要綱第6条の規定に基づきまして、会長にお願いすることといたします。では、佐藤会長、よろしくお願いたします。</p>

佐藤会長	<p>それでは、協議事項に入ります前に、議事録署名委員を指名したいと思います。この協議会では議事録を作成して、市政情報センターあるいはホームページ上で公開を予定しております。議事録の適正な作成のため、委員全員の署名に代えてあらかじめ署名する委員を指名します。会議録署名委員制度、これを採用しておりますので、指名したいと思います。</p> <p>この署名委員については、今回は橋本志緒里委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p>
橋本委員	<p>お受けしたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
佐藤会長	<p>よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、次第に従いまして、協議事項（１）仙台市の猫の現状について、（２）令和２年度以降事業計画案について、事務局よりご説明ください。</p>
動物管理センター所長	<p>では、（１）と（２）を続けてご説明させていただきます。</p> <p>まず、資料２をご覧ください。</p> <p>仙台市の猫の現状について、実績と併せてご説明いたします。</p> <p>本市の現状としまして、飼い猫及び飼い主のいない猫によるふん尿、飼い主のいない猫の繁殖等について、市民からの苦情、相談が寄せられておまして、表１にあります令和元年度の苦情件数は３８１件及び相談が５８３件、合計９６４件となっております。前年度はそれぞれ苦情が３４６件、相談が４９８件、合計８４４件でしたので、苦情、相談件数とも増加しております。</p> <p>令和元年度は特に、野良猫を駆除してほしいなどの引取りに関する苦情や、子猫がいるがどうしたらよいか、エサやりをしているが近所から苦情を言われたなどの、その他に該当する相談が多くなっております。駆除してほしい方に対しては、元気に自活している猫には所有者やエサをやっている方がいるため捕まえることはできないことを説明し、追い払っていただく方法のご紹介をしております。</p> <p>また、相談される方はいずれも猫を何とかしてあげたいという前向きな考え方をしており、地域猫活動へつながる可能性も考えられました。これまで地域猫活動に関する相談も、その他に分類されてしまっていたことから、今年度から地域猫活動に関する相談の項目を追加することといたしました。</p> <p>苦情や相談件数が減少しない原因は、不妊去勢手術をしても目の前からすぐに猫がいなくなるわけではないため、地域に存在する猫の頭数が住民の受忍限度を超えている可能性があること、そのほか猫、特に子猫がいると何とかしてやりたいと考える方が増えたことが考えられます。</p> <p>迷惑しているという苦情があり、飼い主やエサを与えている方が特定されている場合は、センター職員が直接ご訪問し、動物愛護管理法第７条に基づき、人に迷惑を及ぼすことのないよう努めていただくこと、エサを与えている方には条例に基づき不妊去勢手術をしていただくことやエサ場の管理をしていただくこと、トイレの設置や清掃をしていただくことを、チラシ等を用いながら助言、指導しているところです。</p> <p>さらに、表２にありますとおり、猫の収容頭数は年々減少しており、令和元年度は猫の収容頭数は５３５頭でございます。前年度は６４１頭ですので、収容頭数は約１００頭以上減少しております。これについては、公益社団法人仙台市獣医師会が実施している飼い主のいない猫の避妊去勢事業の成果が現れていると思われま</p>

収容頭数の減少により、処分頭数は減少しているものの、処分される猫の8割以上は生後間もない子猫であるため、処分せざるを得ない状況です。収容頭数をさらに減少させるためには、今後も飼い主のいない猫の自然繁殖防止対策を徹底していくとともに、飼い猫の完全室内飼育などの適正飼養や地域猫活動について普及啓発することが課題でございます。

次に、2として、本市によるこれまでの取組を説明いたします。

まず、平成18年に定めた仙台市動物愛護行政の基本指針に基づき、町内会長、ボランティア団体、仙台市獣医師会等の関係者で構成される仙台市動物愛護協議会にて意見交換を行い、毎年度、仙台市動物愛護アクションプランを策定し、適正飼養の普及啓発等に取り組んでおります。

(2) また、平成29年3月、「仙台市『飼い猫』と『飼い主のいない猫』の適正飼育ガイドライン」を策定し、猫の正しい飼い方や飼い主のいない猫対策としての地域猫活動の進め方を具体的に示すとともに、ふん尿被害で困っている町内会に対する地域猫活動等の紹介や、苦情が寄せられた飼い主に対する指導啓発に活用しております。

ガイドラインをさらに広めるため、ホームページへの掲載、仙台市獣医師会の会員病院での配架、区民まつりなど各種イベントでの配布、市民センターでの啓発パネル展示、町内会への出前講座などを実施しております。

ページをおめくりください。

(3) 飼い主のいない猫の自然繁殖防止対策としまして、繁殖による周辺環境の悪化を防ぐため、仙台市獣医師会が実施している飼い主のいない猫の避妊去勢手術費用助成事業に対して、本市より事業経費の一部として補助金交付を実施しております。平成30年度より、1頭当たりの助成金額は、雄3,000円から4,500円、雌6,000円から9,000円に増額しており、令和元年度は予算額をさらに増額し、501頭の助成が実施されております。

(4) 市民が行う地域猫活動への支援としましては、地域猫活動を支えているボランティアを育成し、地域猫への市民の理解を促すために、飼い主のいない猫対策セミナーを3回実施したほか、個別相談への技術的助言を随時行っております。このほか、12月21日に地域猫活動を希望する泉区の町内会における勉強会に講師を派遣しております。

(5) 猫の譲渡の推進でございます。保護・収容した猫は、譲渡適性があるものについてボランティア等との協働による定期的な譲渡会を開催し、譲渡を実施しております。また、飼い主のいない猫の子猫について、哺乳ボランティアの一時預かりにより譲渡促進の取組も行っており、令和元年度は譲渡会で成猫49頭、子猫250頭、合計299頭を譲渡しております。

(6) 条例の周知・広報でございます。令和元年度は市政だより、ホームページへの掲載、区民まつりやどうぶつフェスティバル等のイベントでのチラシの配布、連合町内会、単位町内会へのポスターやチラシの配布と説明を行っております。

次に、令和2年度以降の事業計画案についてご説明します。

資料3をご覧ください。

昨年度と変更のあった点について、下線を引いてございますので、この部分を中心に説明したいと思います。

	<p>まず1、飼い主のいない猫の自然繁殖防止対策としまして、公益社団法人仙台市獣医師会の飼い主のいない猫の避妊去勢事業への補助金額引上げにより、令和2年度は実施可能頭数を500頭から700頭に増頭しております。</p> <p>また、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を目的とした捕獲を支援するため、市民へ無料貸出しする捕獲器やケージの整備を計画的に行います。捕獲器は主に成猫で1頭捕獲する際に使用し、ケージは主に複数頭、例えば親子猫を同時に捕獲する際に使用しております。ケージは複数頭入ったときに手動で扉を閉めるために安全で、猫にとって捕獲後の警戒心も少なく、手術後に飼い主と暮らす場合に使用を推奨しております。</p> <p>2、地域猫活動への支援としまして、市民が取り組む地域猫活動に関する知識等について普及啓発するため、今年度、各地域における地域猫活動に関する市民説明会を各区の市民センターで1回ずつ、合計5回開催を予定しております。説明会では、不妊去勢手術の助成事業、捕獲器の無料貸出し等についてご説明するほか、今回協議事項となっている地域猫活動手順書の完成版をテキストとして使用し、地域猫活動の具体的な進め方について解説する予定です。</p> <p>さらに、ボランティア団体とも連携し、今回委員としてご出席いただいている杜猫会さんにも参加していただき、地域の方がボランティアさんにお手伝いいただく場合、どのような形で関わっていただけるのかということについてご説明いただく予定としております。</p> <p>説明会は、密にならないように会場の収容人数の半分までとし、市政だよりで申込みを募集する形で実施する予定です。</p> <p>おめくりいただきまして、4の適正飼養に関する周知・広報としましては「仙台市人と猫との共生に関する条例」の周知のほか、「『飼い猫』と『飼い主のいない猫』の適正飼育ガイドライン」を活用し、飼い猫の適正飼養及び飼い主のいない猫の適正管理について普及啓発に努め、市民への理解を図ります。</p> <p>令和2年度は、新しく、猫のエサ放置防止看板を作成し、無料配布いたします。見本を資料4として入れております。樹脂製の材料で作成し、雨に濡れても大丈夫な看板としますので、9月の市政だよりで申込み方法を周知する予定になっております。</p> <p>また、猫の適正飼育セミナーを10月に開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため来年度に延期することとなりました。</p> <p>次に、5本日開催された動物愛護協議会猫分科会でございます。今年度は2回開催、来年度以降は年1回開催する予定となっております。</p> <p>6猫の侵入防止対策を希望する市民に対して、猫を追い払うための方法を紹介するとともに、超音波発生装置の無料貸出しをしております。超音波発生装置の効果は猫の個体によって違うことから、2週間お試しいただき、効果があるようでしたら自費で購入いただくというものです。おおむね効果があったと言われる方が多いです。令和元年度の貸出実績は16回、令和2年度は6月末で、もう14回貸し出してありますので、今後貸出し希望者の増加が見込まれるため計画的な整備を検討しております。</p> <p>以上です。</p>
佐藤会長	<p>多岐にわたる事業、ご苦労さまでした。</p> <p>今のご報告の補足として、小野委員のほうから、飼い主のいない猫の不妊去勢手術</p>

	<p>費用の助成事業について、ご報告、ご意見をいただきたいと思ひます。</p>
<p>小野副会長</p>	<p>では、こちらから仙台市獣医師会で行っている飼主のいない猫の避妊去勢事業について補足の説明をさせていただきます。</p> <p>一番後ろのほうに資料番号の書いていない2枚物の資料がありますので、それをご覧ください。</p> <p>まず、1枚目はもう既に市のほうから説明されたとおりですけれども、飼主のいない猫に限り、避妊去勢手術をする場合に助成するというシステムです。雄猫の場合は4,500円、雌猫の場合は9,000円を助成しています。これに関しては、改めてもう一度説明しますが、2枚目をご覧ください。実際にどんな感じでやられているのか、ここ数年の経緯であったり、今年の場合であったり、併せて説明します。</p> <p>まず、過去3年の実績です。実施頭数、右側が平成29年度、30年度、それで令和元年度となっております。頭数がそれぞれ326、427、501ということで、徐々にもちろん増えてきております。助成額を増やしたことで、それなりに頭数が伸びたということがあります。昨年度の500頭というのは、実際に目標に掲げていたのが500頭で、ちょうどやり切りました。年度中に予算がなくなってしまうたら、もうそれで終えるしかないということで事業はスタートするんですけれども、たしか3月の本当にぎりぎりぐらいまで何とかいって、ちょうどなくなったというような感じの結果でした。</p> <p>それで、改めて今年の場合、2番目の表です。先ほど説明があったとおり、500から700に予定頭数の計画を上げております。これに関しては、これも仙台市から説明があったとおりで、仙台市からの事業資金の援助がありまして、それを増やしていただいたことで予定頭数を大幅に増やすことができたということです。7月27日現在、その700頭に対して173頭、25%の実施となります。</p> <p>それから、もう1つ下の表です。前年の同時期比ということで、今の7月27日現在ですけれども、比較のために出せる数字は6月末ということで、これは去年が105頭に対して今年が119頭ということで、6月末だとあまり変わっていないように実は見えるんですけれども、そこから2番目の表の173頭、その差が7月27日までの分ということで、案外7月がたまたま多かったということもあって、実施頭数としてはそこそこやはり増えているという実感があります。このまま同じぐらいの経緯で増えていけば、予定頭数をこなせるのかな、どうかと思っています。</p> <p>ちょっと矛盾めいた話ですけれども、一生懸命頑張れば頑張るほど、本当はこの頭数が減らなければいけないということもあるわけで、その辺のバランスがどうなっていくんだろうと、この先、個人的にはそういったことがどうなっていくのか、学問的にといたらいいのか、興味はすごくあります。そういったことを注視しながら見ていくというような形になるかと思っています。</p> <p>あと、助成金額を上げたということもありますけれども、1枚目に戻っていただきまして、細かい説明をちょっとだけぜひとも言うておきますと、1枚目のこれは飼主さんに見せるためのチラシみたいなものなんですけれども、その中の注意事項というのがあります。下のほうです。その2番目に、要はその猫が飼主のいない猫であるということを証明してもらうために、申請していただくときに、連署人ということで、どなたか近所に住む人で、よくそのことを分かっている人の署名をいただくというシステムにしてあります。これも、もともとはとにかく厳密にやりましようとい</p>



	<p>うことで2名の連署人を必要にしていたんですけれども、今年度、継続するに当たって、門戸を広げたり、あとどうしても2名という関係のない人をどこから連れてきて無理矢理署名させるパターンがあったりで、そういうことであれば確実に1名連署人がいればいいだろうというシステムに改めたりしています。</p> <p>それから、今、杜猫会の方がこの場にいらっしゃいますけれども、杜猫会の方とは、仙台市ともそうですし、うちもそうですし、長い付き合いがありまして、杜猫会のほうで例えばこの猫を捕まえましたという場合は、その住民ではなくて杜猫会のほうからの申請をお受けするようになっています。これも一つの大きな仕組みになっていまして、そういったことで事業を推進していくというような形で進めております。</p> <p>取りあえず以上です。</p>
佐藤会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまの協議事項、仙台市の猫の現状について、令和2年度以降の事業計画案、これにご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
橋本委員	<p>今、石川所長のほうから、捕獲のケージの貸出しということでご説明がありました。が、ひもがついているケージで捕獲に行ったとき、「捕獲器だと簡単に捕まるのになぜ最初から捕獲器を貸してくれなかったのか」と言われたり、ひもつきの大きなケージで病院に連れていったときに、病院により麻酔がガスของときは、大きなビニール袋に入れなければならないのでなるべく小さいものにしてくれとか、麻酔が注射の場合、捕獲機の外からできるのですが、大きなケージだと注射するのに逃げられたり、母猫だけを手術したいとき、その大きなケージから母猫だけを取り出すという方法がなかなか一般市民には難しいのではないかと、その辺はどのようにお考えなのでしょうか。</p>
動物管理センター 所長	<p>今のところ、先ほどもご説明しましたとおり、複数頭捕まえるとき、それから捕まえて手術をした後に飼い猫になるようなときは、ケージをお勧めはしております。なぜかという、捕獲器で捕獲する場合は、踏み込んだときにガシャッと扉が閉まるような形で、非常に大きな音がして猫のトラウマになってしまうことや、複数頭で親猫が先に入って子猫が後に入っているようなとき、捕獲器ですと親猫が最初に入ったときに、その後、子猫が挟まってしまうような状況があるらしいです。それで複数頭するときにはケージがいいですよというようなお勧めの仕方をしてはおりますが、ご希望によって、いや私は早く捕まえたいから捕獲器をぜひともお願いすると言われれば、絶対に貸しませんということはありませんので、ご希望を言っていただければと思います。</p>
橋本委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
佐藤会長	<p>捕獲器の貸出しのときに、説明もされているわけですね。</p>
動物管理センター 所長	<p>慣れている方は説明が要らないのかもしれないんですけれども、大抵の場合、使い方のところから、エサはこういうふうにやって、新聞で周りから見えないようにするとか、一人一人にご説明しながらお貸しすることになっております。</p>
佐藤会長	<p>よろしくお願ひします。</p> <p>ほかございませんでしょうか。</p>
鈴木委員	<p>では、お尋ねします。私のほうの連合町内会においても、石川所長さんにおいてにさせていただいて、施行条例について説明を受けました。私は農作業を大分やっ</p>

	<p>るんですけども、畑に種物をまいたりしますと、猫がふん尿をする際に前足で掘っていくので、それがわかれば、そこに足で土をかけたりしていくんですけども、種物をまいたものに対して被害を被っちゃうんです。なので、飼い主さんのほうに去年もお願いして、どうか放し飼いをしないような方法を取れないのですかと言いますと、猫もノイローゼになるんですという一方的な話で、全然話を聞いてくれないんです。</p> <p>また、私どものところはアパートが多いものですから、今、7月は雨ということで窓を閉めているんですけども、これから8月になって窓を開けたりしますと、猫がそのように放し飼いをしているものですから、鉢の上とか庭先にふん尿をしているというんです。その悪臭が大変なんですというんです。</p> <p>そんなことで、私どもも何とか飼い主さんに、条例もあるので、放し飼いを少しやめていただくことはできませんかと言うんですけども、一向に聞いてくれないんです。</p> <p>そんなことで、飼い主さんへの猫の飼育に対する指導などはどうなっているのかなと思ったり、また市のほうでもってパンフレットとか、町内会への掲示板とかに広報をするような方法を周知していきますとなっているんですけども、そういうことについて、もう少し強く出てもらいたいなと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>以上です。</p>
<p>動物管理 センター 所長</p>	<p>まず、猫の飼い主に関する指導なんですけれども、ふん尿などでお困りだというお話でした。それで、お困りの方がいらっしゃる場合には、その猫の飼い主が分かっていたらですけども、センターにお知らせいただければ直接その方のところにご訪問いたしまして、条例にも、猫は屋内飼育に努めましょうとなっておりますので、それを根拠にして屋内飼育をお願いしたりします。</p> <p>猫もノイローゼになるんですというお話だということなんですけれども、猫を完全室内飼育にしてもノイローゼになるというのはあまり聞いたことがなくて、きちんと適正な、立体的なケージですね。猫は上下に動くことが好きらしいので、そのようなケージを用意していただければ、ケージの中でも不幸せというわけではありませんし、お家の中で飼って、最初に自由にしていた猫をいきなりぴしゃんと閉めると、最初のうちはやっぱり暴れたりするかもしれないんですけども、徐々に慣れていくものだと思います。</p> <p>それからあと、よく家の中で飼っている猫が窓際にいて外をじっと眺めている、これは外に出たいものに違いないという方が多いんですけども、それは自分のテリトリーを見張っているということらしいです。だから、人によって同じものを見ても、これは外に行きたいと行って窓の外を見ているとおっしゃったりするんですけども、室内で飼うことは可能かと思ひます。</p> <p>まだまだ猫に関しましては室内飼育や係留、つないで飼うことが法律で義務づけられているわけではございませんので、なかなか完全に室内飼育とか、つないで飼えと言うのは難しいのかもしれませんが、実際にお困りになった方がいる場合には人に迷惑をかけないように飼わなくてははいけないので、センターから職員が出向きまして、ご指導、ご助言をするようなところでございますので、ぜひお知らせいただければと思ひます。</p>

鈴木委員	<p>ありがとうございます。常に 20 センチぐらいを猫の通路として開けておくんですよ。24 時間、開けっ放しなんです。そうしますと、猫が出入り自由にしているんです。猫にも何かにノイローゼなんて言われると、大変私も気になるんですけども、今日このお話し合いの中のものを取り入れて、もう一度、お話ししてみたいと思います。ありがとうございます。</p>
佐藤会長	<p>ほかにご意見などありますか。</p>
橋本委員	<p>獣医師会様には、いつも助成金でお世話になっており、大変ありがたく思っております。</p> <p>それで、協力動物病院様は、1つの動物病院に対して半期 40 頭枠というのがあります。その枠がなくなるのではないかとというわさも聞くのですが。もしなくなるとすればいつからなのか。もう 40 になるというぎりぎりのところにきているものですから、その辺はいつ頃からか、その予定はないのか、その辺をお聞きしたいのがまず一つ。</p> <p>それから、助成金の用紙なのですが、ホームページからダウンロードできるようになっているのですが、資料を見ますと動物病院さんに置いてありますということなのですが、今まで動物病院さんで頂いたのは1つの病院さんのみ。もちろん全部の動物病院さんには行っていないので何ともですが、ほかの病院は全部ダウンロードして自分でプリントアウトしてくださいということなので、その辺が一般市民の方にはまだまだ知れわたってなくて、またエサをあげている方がパソコンからダウンロードするというのもなかなか難しいこともあって、その対策はどのようになっているのか教えていただきたいと思います。</p>
小野副会長	<p>まず、半期で 40 頭の制限の話からです。その趣旨は、獣医師会として広く行っていく事業にしたいということで、なるだけ多くの会員に参加してもらって、それで広げていくというふうな形を取りたいと常々思っています。そういったことから、ある程度、1つの病院に集中し過ぎることを避けるためにそういうふうにしております。そういう制限を取る、取らないの話は、とりあえず半期、前期については特にその制限を取る予定はありません。後期に様子を見ながら、最終的にどうしても予定頭数にいかないとか、そういうことがありそうなときに、奥の手みたいにしてそれを外そうかという話が理事会なんかで去年出たんです。実際、前年度はそうだったんです。そういうような対応の仕方をしております。あくまでということですので、事業をなるだけ公平にという意見も少しあるんですけども、公平になおかつ広く会として進めていくための施策、方法ということでご理解いただければと思っております。</p> <p>それから、申請用紙の件は、各病院というか会員にももちろん配ってはいるんですけども、配ってそのままその会員がしまってしまうとどこに行ったか分からないということだろうと想像します。これはもしそういうことが問題になるようでしたら、改めて会員に対して用紙はちゃんと準備していただきとか、今日出した資料のチラシも同じなんです。これも見えるところに置いてくださいとか、そういうことは改めて会員に対して周知したほうがいいかなというふうに考えています。</p>
佐藤会長	<p>私のほうから鈴木さんにお伺いしたいんですけども、猫が畑なんかに行くと、ハタネズミを捕ったりとか、そういう利益の部分はないんですか。</p>
鈴木委員	<p>私の畑ではネズミをあまり見たことがないですね。</p>
佐藤会長	<p>ハタネズミというのはどこにでもいますけれども。</p>

鈴木委員	いるんですけれども、私のところはあまりいないです。というのは、やはり私も何かしているわけじゃないですけれども、今ですと朝晩巡回はしていますけれども、ネズミ類の死骸とか何かは見たことがないです。怖いのはかえってハクビシンとか、タヌキとかが来ているようですね。
佐藤会長	それに猫とかも一部貢献している可能性はないのかなということ、さらに猫がいることによって癒しを感じている人とかも一方にいるんじゃないかと思うんですね。だからその辺の調整ができる仕組みを検討したいというのが、この共生に関する条例の哲学というか、考え方ではないかと思うんですが。
鈴木委員	ネズミ防除というよりも、その人が放し飼いにしているものですから。
佐藤会長	動物愛護管理法の下の家庭動物等の飼養及び保管に関する基準では、猫は室内飼育に努めるとされていることから、放し飼いを再考してもらおうということは当然ですけれども、併せてもう少し許容性があっても良いのではないのかなとも思います。
鈴木委員	そう思われますでしょうけれども、常に入り口を20センチぐらい開けっ放しにしているんですよ。
佐藤会長	それは検討すべき問題ですね。
鈴木委員	やはりそうすることによって、猫が常に出入り自由にしていると。それをやめてくださいと私も言いかねるんですけれども、やはり町内の同じ方なものですから、顔は濁したくないなど、一応こういうことをお願いしたいということ言うんですけれども、確かにネズミに対する何かということから猫も必要だよというふうになるんですけれども、あまり私のところではネズミというのは考えられないですね。
木村委員	私も販売側からしますと、販売時に猫は極力家から出さないで飼ってくださいという指導で販売することが今はほとんどなんです。ワクチンも打ってください、あと子供をつくる予定がないのであれば時期が来たら動物病院で去勢避妊の相談をしてくださいと。部屋から出さなくていいというのは、部屋の中にキャットタワー、所長がおっしゃったように高さのものがあれば、それで猫の場合はほとんど運動が一応足りると。猫がそれに慣れてしまうと、外に出なくても全然大丈夫ということ。逆に外に出れば、交通事故とか、あとけんかして余計な病気をもらったりとか、けがをしたりとか、そういう危険性のほうがかえって高いわけです。そういうのも例えば市の広報の中に入れていただければ、じゃあ出すのをやめようとか、そういう考え方になる方もいらっしゃるのかなと思ったりしました。
山口委員	木村委員に乗っかってなんですけれども、3歳ぐらいまで外でエサをもらっていた子が、エサやりのトラブルで殺すぞとか言われて、友達の獣医師のところに連れてこられて、それを私が引き取ったというケースがあります。もともと外にいても、私は室内飼いということにしています。最初はやっぱりガオガオ言うこともありますけれども、慣れるまで、はじめは3段ケージなど高さのあるケージで飼育していれば、「今日ブラッシングしたらね」「えっ、触れたの」と言われるぐらいになったんです。窓から外が見られるように窓のところに柵を作っていますので、窓から外を眺めながらも、外に出たがるということはなくなりましたし、帰ってきたときに足音で分かるらしくて、下の大家さんと話をしていると、早く上がってこい、上がってこいと、ガオガオ鳴くぐらいになったんです。 ただ、昔の飼い方というのは、皆さん自由に出していた。それで、自由に出してい

	<p>て、いつの間にか猫が帰ってこなくて、いや猫はそのうちに帰ってくるよと言っているうちに2週間たっても1か月たっても帰ってこなくて、どこかで交通事故に遭っていたとか、そういうケースも多くて、飼い主の心にも、どこに行ったんだろう、どこかで生きているんじゃないか、どこかにいるんじゃないかと、いつまでも心残りがある。自分の手元で亡くなったら、お葬式というかお骨にしておまつりするということで心も落ち着いてきます。</p> <p>ただ、犬は昔から狂犬病予防法が昭和25年にできて以来つながっていますけれども、猫は自由なんだという意識がまだ残っている方々がやっぱりいるんです。それで、外に出さないとストレスがかかると言う人も結構いらっしゃるんです。でも、今ちょっと猫ブームが来て、猫ブームというのも怖いんですけども、今までお話があったみたいにおうちの中でも高さがあり、十分な遊びがあれば、ストレスがかかっていないというの、テレビとかでも放送されています。</p> <p>なので、市の広報なんかで流すときも、私たちが言っているというよりも、猫の飼い主って意外と思ひ込みが強い部分もあったりしますので、動物行動学、大分猫の行動学も先生方がいろいろ論文発表したりされてきていますので、そういう猫の行動学の専門家の先生方が、家の中で飼うことについて、猫の精神的なものあるいは猫にとっての生活の豊かさ、猫はやっぱり家の中で安心してリラックスして、ストレスなく住めるんだよという、行動学の専門家の方のご意見というか、アドバイスとして載せながら、説得力を持たせて広報していくということもいいのかと思います。</p>
動物管理センター 所長	<p>貴重なご意見ありがとうございます。少なくとも、市政だより昨年度の8月号で条例のことを載せたんですけども、そのときは高さのあるケージのイラストを入れておまして、ささやかながらやっているところなんですけれども、あとはなかなか市政だよりのページを使って広報するというのも、ページに限りがあるものですから、何かないと難しいところで、センターのほうではチラシで、完全室内飼育をしましょうというところに高さのあるケージのイラストを使って、そういうものであれば十分幸せだというような書き方をしております。</p> <p>今、山口先生がおっしゃったとおり、そういう行動学の先生のご意見なんかも入れたりするようなチラシを今後考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p>
佐藤会長	<p>よろしくお願ひします。</p> <p>ほか、お願ひします。</p>
小野副会長	<p>ノイローゼのことぐらい獣医師としてコメントしておこうかなと。</p> <p>屋内で飼っている猫がノイローゼになったという事例は、僕は一度も経験したことがありません。それから、世の中的にも聞いたことはありませんので、先ほど来お話しさせていただきましたけれども、猫の飼い主さんってなかなか固定観念の強い方が多いので、そこを打ち破るのが大変なことなんです。でも、そこはノイローゼになりませんと獣医師さんが言っていましたということは使っていただいて構いません。</p> <p>それから、言い方としては、猫はうちの中でも飼えますと言うよりは、うちの中で飼ったほうが幸せですという言い方がいいと思っています。それはさっき話していただいたとおり、外に行けば病気にもなりますし、けがもするし、命が縮まります。それでよく行方不明になって飼い主も悲しい思いをして、猫も不幸せな思いをする、そういう結末になりがちです。それよりは、中で一緒にいることで、むしろずっと幸せ</p>

	<p>に暮らせるというのが考え方で、だからそれが一番の基本だと思うし、そういうふうに世の中が少しずつ変わってきつつある。まだ全部変わっていないけれども変わってきつつあるというのが今だと思っています。だからこそこういう条例もできたということだと思うし、だから諦めずに皆さんで頑張りましょうということだと思います。以上です。</p>
木村委員	<p>町内会でも、町の中の町内会と、ニュータウンと言われたり、ちょっと郊外であったりする町内会は、大分苦情の中身とか件数が違うんでしょうか。</p>
鈴木委員	<p>私のところはアパートが多い町内なんです。アパートの人のうち日中はそう感じないと言われますけれども、アパートにもやっぱり高齢者が単独で生活しておったり、そういう方が多いものですから、我々としてはそういう高齢者見回りも必要ですし、そうしますと苦情といいますか、そういうことについて申されたりします。特にお話しされるのは、猫を飼っているアパートの人と隣に住んでいる人は、窓も開けられませんかというような生活状態のようです。そんなことも聞きますものですから、何とかしなければならぬと思っいろいろ掛け合ってきたんですけども、一向に放し飼いなんです。</p> <p>そんなことですから、いろいろとこの条例ができるといった際には、石川さんにおいでいただいて説明会をしていただいて、その説明の中からはいいところを取って訴えたんですけども、そのように言われたので、その後はじっと見守っているんですけども、私だけじゃなくてほかの方々もそのようなことを言っているんです。隣近所の方もね。臭いが大変だとか、そういうようなことから、植木鉢の上に来て放尿しているのを見たとかと言ったりしております。</p> <p>そういうことから言いますと、やはり飼い主さんにもう少し努力してもらわなければならないと、今日話を聞いて、私もお話を聞いて納得していただく。猫にとってはうちの中で飼われるのが幸せだと今お話を聞きましたので、そういうことも少し訴えていきたいなと思っています。ありがとうございます。</p>
動物管理センター 所長	<p>センターでは、飼い主のいない猫を地域猫にするという活動は推進しているんですけども、飼い主のいない猫の適正な管理を啓発するとともに、飼い主のいる猫、飼い猫を適正飼養、屋内飼育ですとか、そういうのを両方とも強力に推進していかなくては猫の問題というのは解決しないと思いますので、飼い主のいない猫に対する施策もですが、飼い猫に対する施策というのも非常に重要だというのは認識しておりますので、これからもご意見をいただきながら進めてまいりたいと思います。</p> <p>それから、補足なのですが、先ほどのセンターで作っているチラシは、年間、道路などで交通事故で死んでいる猫の頭数を、仙台市ペット斎場のほうに伺っております、大体2,500頭、毎年死んでおります。センターで処分している猫は、昨年度は155頭に比べて2,500頭もの猫が外に出すことによって交通事故で死んでいるということは、非常に大きな数字ではないかなと思いますので、この辺もチラシには書いてあるんですけども、もっともっと広めていきたいとは思っております。</p> <p>以上です。</p>
佐藤会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>町内会との話し合いは、同行避難ということもこれからあるかと思っていますので重要だと思います。飼い主の方が孤立すると同行避難なんていうのは当然受け入れられない</p>

	<p>状況になります。その辺も併せてお話をして、町内会の中で受け入れられるような飼い方にしてもらうように、町内会、そして行政のほうも働きかけていただけたらと思います。</p> <p>ほかにご意見、ご質問ございますか。</p> <p>なければ、次に3番目の地域猫活動手順書案について事務局よりご説明をお願いします。</p>
<p>動物管理センター 所長</p>	<p>では、地域猫活動手順書案についてご説明したいと思います。</p> <p>クリップの固まりで資料5となっているものをご覧ください。</p> <p>今まで、地域猫活動をやりたいというご希望のある方には、個別にご説明とか、勉強会へ講師派遣をしておりましたが、条例についてご町内へ説明している中で、トイレの設置方法など具体的なお質問が多かったこと、それから一口に地域猫活動といっても具体的に何をするのか全体像をお示しする必要を感じたこと、それからさらに成功例を聞かれることが多くありまして、地域猫活動を実践している方からは、地域猫活動をやっていると知られると猫を捨てられるので特定されないようお願いするというご希望もあったことから、地域を特定されないようにして成功事例をお示しする必要もありまして、この手順書を作成することといたしました。</p> <p>手順書は、この猫分科会でのご意見を踏まえまして、必要な修正をした後に印刷し、9月からの地域猫活動に関する市民説明会で使用する予定でございます。</p> <p>まず、地域猫活動の定義といたしましては、地域住民のご理解の下、住民やボランティアが飼い主のいない猫に対して不妊去勢手術を実施し、適切な食事を与え、トイレ等の環境を整え、周辺の清掃を行うことにより、一代限りの命を全うできるよう地域で管理することとしております。この活動では、周囲に迷惑をかけないように、エサやトイレの管理、不妊去勢手術をして、外猫として世話をし、外猫は寿命が3年から5年と言われておりますので、だんだんと猫の数が減って、猫に関わる問題が減少することが想定されております。</p> <p>地域猫活動は、エサやりさんから始める場合と、地域ぐるみで始める場合とがあると考えておりまして、エサやりさんからご相談があった場合に町内会にお話しして、地域ぐるみでやってみたらどうですかとご説明すると、そんなことはできないと言って終わる場合が多いです。地域ぐるみでやる地域猫活動は理想形ではありますが、かなりハードルが高いと考えております。</p> <p>このため、まず手始めに、飼い主のいない猫にエサをやっている方が不妊去勢手術をし、エサ場の管理をし、トイレの設置や清掃を行い、そのことを周囲の方々に理解をされていることという小さな点の活動を地域猫活動として広めたいと考えてございます。</p> <p>手順書案の2ページをご覧ください。</p> <p>そのような理由から、まず庭に来る猫にエサをあげている方の場合というのを先頭に持ってきまして説明しています。記載内容は、大きく（1）世話をする猫を明らかにする、（2）エサの時間や場所を決める、（3）トイレを設置する、（4）不妊去勢手術を実施する、（5）広報するとなっており、それぞれ具体的方法について記載してございます。</p> <p>続きまして、6ページをご覧ください。</p>

	<p>条例では、飼い主のいない猫にエサをあげている市民は、エサなどを散乱させないよう留意すること、その猫が人に迷惑を及ぼすことのないようにすること、その猫に不妊去勢手術を行い、または地域猫活動に移行させるよう努めることとされており、町内会に責務を課するものでは何もないのですが、猫の問題を抱える町内会も多く、町内会で取り組むべきだというお声も少なからずあったことから、6ページから、町内会が中心となって取り組む場合の具体的手順について記載しました。</p> <p>大きく（１）情報収集する、（２）広報する、（３）不妊去勢手術を実施する、（４）町内会の特徴に合った地域猫活動のルールを決める、これはエサやりの場所や時間、トイレの設置などについてでございます。</p> <p>さらに、9ページをご覧ください。</p> <p>9ページでは、ケーススタディーとして、今まで動物管理センターで関わり、把握していた地域猫活動に関して4事例を掲載しております。</p> <p>その他、参考資料として、12ページからですが、資料5-1としてトイレの設置方法、資料5-2としてケージを使用して捕獲する方法、おめくりいただきまして資料5-3として捕獲器を使って捕獲する方法、またおめくりいただきまして資料5-4と5-5として近隣の皆様に理解を得るために作るチラシの例をそれぞれ具体的に掲載しております。</p> <p>なお、この案は、内容のみ確認していただき、体裁等は印刷業者が手直しする予定ですのでご了承ください。</p> <p>地域猫活動手順書の説明は以上でございます。</p>
佐藤会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございましたらお願いします。</p>
橋本委員	<p>質問の場が違うかもしれないんですが、最近、市営住宅、公団から捕獲を頼まれて、行ってみると、ペット不可なんですが、最近やった3か所はほぼ全部が中で飼っているんですね。いけないんじゃないですかということはあるのですが、もうみんな分かっていることだからということで、公認という状態なんです。話を聞いてみると、町内会とエサやりさんとの闘いが激しくて、中に入れるしかない状況だというのがすごく伝わってきます。市のほうも飼っているのは分かっているけれども見て見ぬふりなんだからという話も聞きますので、ペット可になる予定というか、そういうのはどの辺まで進んでいるのかなと思ひまして。もし分かれば。</p>
動物管理センター 所長	<p>市営住宅でペット可にならないかというご質問でしょうか。</p>
橋本委員	<p>なればすごく解決するのではないかと思ひて、いつも気にしているんですが。</p>
動物管理センター 所長	<p>仙台市では復興公営住宅の中にペット可の棟があって、1つの棟がペット可というところがありました。それは東日本大震災のときにペットと同行避難をして仮設住宅にペットを連れて入った方が復興公営住宅に転居するときに、じゃあそのペットをどうしたらいいんだ、全部ペット不可だったら行くところがないじゃないかというお話があって、ペット可の棟をつくったように聞いております。</p> <p>市営住宅でペット可というのは、それまでもなかったものですから、非常にペット可の棟をつくるのにかなり大変だったと聞いておりまして、ほかには市営住宅でペッ</p>



	<p>ト可のところはなく、ペット可にするつもりも今のところそういう動きは全くないところでございまして、なかなか市営住宅でペット可の住宅をつくるのはハードルが高いものだと認識しております。</p>
橋本委員	<p>難しいのはとても分かりますが、もう既に飼っているのが現実なので、それを可にすれば問題解決なんではないかと思って、何とかそのハードルを越える何かがないのかなと、現場に行くとそう感じます。機会があったらお願いいたします。</p>
佐藤会長	<p>町内会と地域猫活動との調和みたいなところを志向する、これが一番最初のポイントじゃないかと思います。これは非常に重要で、先ほどから何回も言っているけれども、地域猫自体が我々の生活環境に潤いを与えたり、実際にネズミの制御に関わったりすることもある。地域猫活動をやられているところの多くでは、不妊去勢率も高いので密度が低いんです。アメリカの調査によると、野良猫を全滅させる費用よりも地域猫活動で抑制しているほうが予算も半額で済むということも報告されています。地域猫活動の利点も評価して、町内会の方に分かってもらいながら、迷惑がかからないような形で地域猫活動を行うという、そういう方向をぜひ志向していただきたいなと思っています。両者が完全に対立・決裂してしまうということは、その後も非常に大きな問題を起こす可能性があります。同行避難のときに完全に排除されるとか。ぜひ町内会と地域猫活動が共存していただきたいなという思いです。</p> <p>ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。</p>
木村委員	<p>地域猫をやっていく中で、その猫をどこでご飯をあげて、どこにトイレを置いて、誰がいつという部分が出てくると思うんですね。町内会の中には、どうしても猫が嫌いだという方も多々いらっしゃるでしょうし、そういう人を除いて、その町内会をうまくやっていくためには、本当に皆さんの合意がないと、鈴木委員、大分大変ですよ。そういう役割、好きな方は大体役割を十分受けてくれるんでしょうけれども、あとその費用ですか。ご飯にしる、あとはトイレにしる、あと捕獲して例えば動物病院に連れていくのにそのお金、一部負担はあるにしても、誰がその差額を出すのか。それをしないとまた殖えていくわけですよ。その辺の問題もまだここでは出ていないですけれども、問題としては残っているのかなというふうに今思っております。</p>
動物管理センター 所長	<p>おっしゃるように、町内会で地域猫活動をやろうとすると、必ず反対する方がいらっしゃる。町内会費をなぜそこにつぎ込まなくてはいけないんだというような反対意見があるというところで、成功事例のほうに書かせていただきました町内会単位でやっているところでは、エサやりさんが中心となってエサをやり、不妊去勢手術の費用というのは町内会費とは別会計で募って募金みたいな形でやり、あとはボランティアさんとかの協力をいただきながら動物病院に連れていったりして、あとは協力できる人がふんを拾ったりするというのでやっているんだということをお聞きしております。</p> <p>ただ、そこまでうまくいって、協力者がある程度出てきているところは、非常に本当に高いハードルといたしますか、そこまでいくにはとても高いハードルがありますので、まず町内会単位でやるというところ、最終目的はそうなんですけれども、それをやりなさい、やりなさいと幾ら行政が言っても、そこまで皆さんが自主的にやるというのはかなり難しいことだと思います。</p> <p>ですから、本市といたしましては、エサやりさんは本当にありとあらゆるところに</p>

	<p>いらっしゃいまして、条例にもエサをやる場合には不妊去勢手術をし、エサ場の管理をし、トイレの清掃をするというふうにありますから、まずそういう基本的なことをエサやりさんがやっていた中で、周りの二、三人にご理解を得て、私はこういうのをやっているのよというようなお知らせをしながらやるという、そういうところも地域猫だというふうに我々のほうで言って、そういう点みみたいな地域猫の活動をたくさん広めていただき、地域猫というものに関してもっと認知度を高めていかないといけないと思うんです。最終的には町内会のような面的広がりでも地域猫活動ができるのが理想ではあるんですけども、実際にやっていたらいいところもあるので絶対に不可能というところではないとは思いますが、そこはハードルが高いというふうに思っておりますので、まず手始めとしては小さい地域猫活動をたくさんの人に実践していただければと思っております。</p>
<p>佐藤会長</p>	<p>ありがとうございます。理想は理想として、とにかく地域猫活動、適正な地域猫活動を周知していくという、そういう方向で進めていきたいという手順書でございます。ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。</p> <p>理想としては、町内会が地域の猫を管理することかと思えます。動物がいることの利点みたいなこと、それで癒しを感じている人も確かにいるだろうし、子供たちも学校動物というのがだんだん少なくなっている状況の中で身近な動物の一つとして、地域猫みたいなものの存在があると思うので、そういう利点もそれなりに理解していただくと共生の第一歩が始まるのかなという感じがします。</p> <p>とにかく現状では適正な地域猫活動が行われていないということが大きな問題でしょうから、それを是正していくということがスタートなんだろうけれども、併せて将来の方向性も書き加えていただけるとありがたいかなとも思います。</p> <p>ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。</p> <p>それでは、なければ、協議事項として承認されたものとしたと思います。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、その他、何かご報告、協議したい案件等、ございますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>なければ、これで司会を事務局のほうに戻したいと思えます。ありがとうございました。</p>
<p>進行</p>	<p>佐藤会長、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、次第6、全体を通してのその他ですが、何かこの場でご意見やご質問等ございますか。</p> <p>特になければ、事務局からご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>動物管理センター 所長</p>	<p>本日は円滑な協議会の運営に委員の皆様方ご協力いただきましてありがとうございました。</p> <p>本日ご承認いただいた案に基づきまして、令和2年度以降の施策を進めてまいりたいと思えます。先ほど佐藤先生からいただきました地域猫活動手順書案の最初のところに、地域に猫がいることの利点を入れることや将来の方向性を入れることについては、事務局で直しまして、佐藤会長とご相談してまいりたいと思えます。それでよろしいでしょうか。</p> <p>令和2年度の第2回分科会の開催につきましては、改めてご相談させていただいた</p>

	<p>いと思います。</p> <p>本日は長時間にわたりご協議いただきまして、ありがとうございました。なお、議事録については、原稿ができ次第、各委員にメールや郵送でお送りいたしますので、修正等あればお申出ください。ご協力よろしくお願いたします。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>
進行	<p>これをもちまして、第1回仙台市動物愛護協議会 人と猫との共生分科会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様、本日は長い時間ありがとうございました。</p>

令和2年 月 日

署名委員